

平成 20 年 4 月 23 日

白馬村議会
議長 西澤 功 殿

「白馬新ごみ処理施設を考える」連絡協議会
会長 宮田 温巳
住所〒399-9301 北安曇郡白馬村北城 11020

3 月議会における「ごみ処理施設特別委員会」設置に対する意見書

3 月議会において「ごみ処理施設特別委員会」が作られ、従来総務社会委員会に付託されていた私どもが提出していた陳情が、この特別委員会に付託変えになったことを知ったのは 3 月 7 日の議会傍聴の時でした。なぜ既に公表されていた議会日程を変更してまで、唐突に特別委員会を設置しなければならなかったのか、その目的は知る由もありません。私どもは 12 日から 3 日間続いた特別委員会を傍聴し、下記のような点に疑問を抱きました。その内容を意見書としてお伝えし、今後の善処を求めるものです。お忙しい時期とは思いますが、下記の 4 点について 2 週間を目途に文書でご回答ください。よろしくお願い致します。

記

1. 「ごみ処理施設特別委員会」について、その成立の過程に法令上の問題はないにしても、以下の点で拙速な行為であったと考えます。今後は住民の目線で、十分な検討期間をおくとともに、事前に住民に対する責任説明を果たすように心がけてください。

- ① 特別委員会設置の目的を、住民に対し十分に周知する期間を設けず、しかも成立後 1 週間もたたないうちに付託された案件を処理してしまったのはいかにも乱暴です。背後に何らかの意図があったのではないかと考えざるを得ません。
- ② 特別委員会に議長も出席して、しかも討論に参加していたのはルール違反です。
- ③ 特別委員会に行政関係者が、まるで委員でもあるかのように参加して発言していたのはルール違反です。それでは、議会による行政のチェック役はつとまらないと考えます。

④ ただちに「ごみ処理施設特別委員会運営規定」の公開を要望します。

2. 私どもの勉強会に、スピーカーとして出席を要請したことに対して参加を拒否されたのは、住民の代弁者であるべき議会がその役割を果たしていない姿勢に他なりません。今後は、かような住民に対する背信行為を厳に慎んでいただきたく要望します。

3. 添付文書の、3月17日の広域連合による説明会に対する私どもの見解をお読みいただいても、議会としての建設推進のスタンスは変わらないのですか。議長としての明快な回答を要望します。

4. 議会内に設置されたと聞いている2つのごみ問題研究会と、特別委員会の関連がどうなっているかがまったく解りません。早急にこの疑問に答えることを要望します。

以上